

財産の取得について

下記の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年蕨市条例第 1 9 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 物件の表示

学習者用端末（小学校・中学校） 一式

2 契約の方法

随意契約

3 契約の金額

金 1 9 4 , 0 9 1 , 6 1 2 円

4 契約の相手方

東京都千代田区外神田六丁目 1 5 番 1 2 号

富士電機 I T ソリューション株式会社

代表取締役 及川 弘

令和 7 年 6 月 2 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄